

MASHIKI town public relations

# 広報 ましき

人集う、未来息づく 夢タウン

October  
2016  
No.476

10

平成28年10月1日発行（毎月1日発行）



それぞれに  
思いが詰まった **よろこび**

特集 一平成28年熊本地震の教訓、そして復興へ—  
7×2の衝撃を乗り越え…

役場仮設庁舎(町公民館南プレハブ) ㊦宮園 702  
☎(代表) 286-3111

1階	福祉課	
	福祉係・人権対策係	☎ 286-3115
	生活再建支援係	☎ 289-1400
	いきいき長寿課	☎ 286-3114
	会計課	☎ 286-3201
	こども未来課	☎ 286-3117
2階	復興課	☎ 286-3210
	企画財政課	☎ 286-3223
	総務課	☎ 286-3111
	議会事務局	☎ 286-3351

役場仮庁舎(町公民館)

1階	住民保険課	
	住民係	☎ 286-3112
	保険年金係	☎ 286-3113
	税務課	
	住民税係	☎ 286-3380
2階	納税係	☎ 286-3116
	固定資産税係	☎ 286-3377
	農政課	☎ 286-3277
	都市計画課	☎ 286-3340
	家屋被害認定調査チーム	☎ 289-2911
	建設課	☎ 286-3301
	環境衛生課	☎ 289-8077

役場本庁舎 2階

南側駐車場仮設プレハブ

交流情報センターミナテラス ㊦木山 236

	学校教育課	☎ 286-3307
	学校給食センター	☎ 286-8535
	いじめ電話相談室	☎ 286-1770
	生涯学習課	☎ 286-3337
	スポーツ振興係	☎ 287-4330

男女共同参画センター輝らめき館 ㊦宮園 720-2 ☎ 286-6665

保健福祉センターはびねす ㊦惣領 1470 ☎ 234-6123

児童館 ㊦惣領 1470 ☎ 234-6124

町民憩の家 ㊦赤井 2167 ☎ 286-4193

文化会館 ㊦木山 381-1 ☎ 286-1511

総合体育館 ㊦木山 236 ☎ 289-2433

水道センター ㊦寺迫 51-1 ☎ 286-6880

浄化センター ㊦馬水 1194-2 ☎ 286-1131

グリーンセンター ㊦寺迫 290 ☎ 286-4190

益城斎場 ㊦福原 5740 ☎ 286-0877

益城西原消防署 ㊦寺迫 202-1 ☎ 286-2119

## 人びとの動き

人口	33,396人	(- 1,103人)
男	16,086人	(- 467人)
女	17,310人	(- 636人)
世帯数	13,026世帯	(- 429世帯)
4～8月中	出生 / 129人 死亡 / 161人	転入 / 445人 転出 / 1,487人

平成 28 年 8 月末現在。( )内は 3 月末比。



## 今月の表紙

校舎の被災に伴い 1 学期を益城中央小で過ごした木山中の生徒たち。一時開催が危ぶまれた体育大会が、9月17日に行われました。生徒たちは、それぞれさまざまな思いを胸に、みんなで一つの目標に向かって喜びを表していました。

## Table of contents

03 完全復興へ そして 強い町へ  
—皆さまと、心を一つに—

04 一平成 28 年熊本地震の教訓、そして復興へ—  
7×2 の衝撃を乗り越え…

18 被災者支援メニュー  
り災証明書の交付／民間賃貸住宅借上げ事業(みなし応急仮設住宅)／被災住宅の応急修理／被災者生活再建支援制度／被災家屋などの解体・撤去および処分／日本財団による弔慰金および住宅損壊見舞金／災害弔慰金・災害障がい見舞金／災害義援金／地震による災害ごみ／各証明書の交付手数料の免除／町税の納税猶予／個人町県民税の減免／固定資産税の減免／被災住宅用地の特例／家屋を解体した場合の手続き／国民健康保険税の減免／後期高齢者医療保険料の減免／国民年金保険料の免除／介護保険料の免除／ユニットハウスなどをリースにより設置するとき

22 まちなか Pickup  
注目浴びる緊張のなか 堂々の演奏／アイデア詰まった夢のまちづくり／多彩な催しにわくわくうきうき／みんなでいろんな勉強に使ってね！／復興への新たな一歩 仮設住宅の入居募集を終了／百歳おめでとうございます

24 ましきインフォメーション  
新旧囀託員会議を開催しました／益城町国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の皆さまへ 10 月から「一部負担金免除証明書」が必要です／常時介護が必要な人を在宅で介護している人へ 介護者手当を支給します／平成 29 年度町立幼稚園の園児を募集します／町の公金の納付は各金融機関かコンビニで 会計課ではできません／平成 29 年度保育所などの入所児童を募集します

28 暮らしの情報  
お知らせ▶保健福祉センターの貸館を再開／インフルエンザの予防接種／今年度の公民館講座を休止／輝らめき館の施設利用／公民館分館の貸館を再開／優良運輸事業者の積極的活用を／平成 28 年度巡回結核検診を行います／平成 29 年益城町成人式(P29)／募集▶町営住宅田原団地入居者・補充待機者募集／タクシー事業者募集／催しもの▶児童文学者松居友さん講演会／ベトナムアンサンブル益城公演／かみましき復興マルシェ／益城町未来トーク追加募集／相談▶無料行政相談

30 善意の灯／乳幼児健診／広報係からのお知らせ

31 暮らしにプラス！カレンダー

# 完全復興へ

そして

# 強い町へ

——皆さまと、心を一つに——

益城町長 西村博則

このたびの熊本地震でお亡くなりになった方々のご冥福を深くお祈り申し上げます。

また、ご遺族のみなさまに心よりお悔やみ申し上げます。

そして、現在も不自由な生活を余儀なくされる町民の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

4月14日午後9時26分。28時間後の16日午前1時25分。最大震度7の大地震は、二度も私たちの町を痛めつけました。

「一体なぜ、益城町がこんなことに…」

破壊された町の姿を突きつけられ、どこにも持っていさよのない怒りと絶望感に襲われました。

崩壊した家の前に呆然と立ちすくむ人たちの姿、地震の恐怖におびえる子どもたちの顔…。季節は被災前と同じ春だというのに、私たちの心は冬枯れのように暗く、冷たく、凍り付いたままでした。

それでも人間は、計り知れない「再生の力」を持っている、ということにも気づかされたのです。

どんなに悲惨な状況にあっても、緑が芽吹くように、徐々に人々に笑顔が宿り、大地をしつかりと踏みしめ、歩き出す力が湧いてきたではありませんか。

そのとき私は、「この町はさつと、どこにも類をみない強

い町に生まれ変われる」と確信しました。

今、町は一丸となって、国や県との連携のもと、完全復興を目指して前進しております。皆さまお一人お一人の声に心を寄せ、生活再建を第一に災害に強いまちづくり等を実現し、併せて、政府への要望活動をこれから先も粘り強く続けてまいります。

「負けとられん！」

「どぎゃんかする！」

皆さまと心を一つにし、益城町を強い町に蘇らせることを、ここにお約束します。

完全復興に向かって、全身全霊、全力で取り組んでまいります。

—平成28年熊本地震の教訓、そして復興へ—

震度7の大地震を続けざまに2度も経験するという未曾有の大災害に見舞われた益城町。地震によってこのような被害を受けるなど、誰が予想できなかったでしょうか。

突然、目の前に信じがたい現実を突きつけられた私たち。果たして阪神淡路大震災や東日本大震災等で学んだ災害知識は生かされたのでしょうか。

# 7×2の衝撃を乗り越え…

想像をはるかに超えた初めての経験に、私たちは無力で、町は混乱を極めました。

どこか心の際にあったのかもしれない『油断』と、「熊本に大地震は来ない」という思い込み。

一瞬のうちに変わり果ててしまった町の姿にがくぜんとした私たちですが、この苦境を乗り越えるため、今こそ町民一体となり、復興への道を歩む『決断』が必要です。

— 突然まちを襲った

「衝撃の記憶」—

## 東日本大震災以来の震度7

4月14日午後9時26分ごろ、熊本地方を震源地として発生したマグニチュード6.5の地震で、益城町は最高震度の「7」を観測しました。これは、平成23年に発生した東日本大震災以来の記録となりました。

地面が突き上げられるような突然の衝撃とともに襲った大きな揺れは、一瞬にして町中を暗闇に陥れ、私たちの心に大きな恐怖感を植えつけました。

被害状況が見えない中、町は直ちに災害対策本部を設置。関係機関との連携を図りながら被害者の救助と被害状況の把握などに当たりました。

## 人々であふれる避難所

初めて体験する突然の衝撃で、恐怖に襲われた町民は、それぞれ着の身着のまま、近くの公共施設や学校、駐車場、空き地などに自主避難。町災害対策本部が設置した避難所は、通路の確保もできないほど多くの

人々であふれました。

役場の駐車場には、近くの町民が続々と詰め掛け、夜の冷え込みが強まる中、余震におびえながら配布された毛布にくるまるなどして、そのまま不安な一夜を過ごしました。

## 交通網が乱れ大渋滞

地震から一夜が明けた翌15日。停電により信号が消灯する中、亀裂、橋やマンホールにできた大きな段差、倒壊した家屋などにより道路があらゆる所で通行不能になるなど、交通網が寸断されました。

また、避難所周辺は駐車場所や救援物資を求める車両で混雑。役場周辺では、他県から応援にきた緊急車両や支援物資の運搬車両などが集中し、大渋滞となりました。

## まさか！2度目の震度7

混乱の中、慌ただしい一日が過ぎ、日付が変わった4月16日午前1時25分ごろ、頻発する余震に脅かされながら、避難所や車中で眠れない夜を過ごしていた人、あるいはやっと眠りについた人たちを襲ったのは、またもや誰もが予想し得ない震度

7の大きな揺れでした。

この2度目の大地震は、人々の恐怖心をさらに増大させるとともに、想像を絶する甚大な被害を町にもたらしました。

①救援物資を求める人たちがごった返した役場駐車場。右奥は現地災害対策本部 ②町文化会館駐車場の県道熊本高森線（地震前） ③同（地震後） ④足の踏み場がないほど人々で埋め尽くされた避難所（総合体育館） ⑤鳥居が崩れ落ちた安永神社



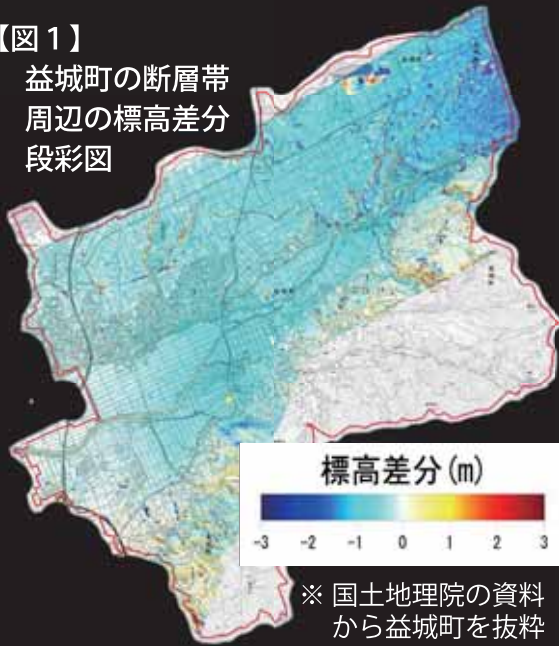
# いったい何が

# 起きていたのか…

— “衝撃、の実態” —

【図1】

益城町の断層帯  
周辺の標高差分  
段彩図



※ 国土地理院の資料  
から益城町を抜粋

2度にわたる震度7の地震と頻発する余震でまちの景色は一変。いったいこの町で、何が起きていたのでしょうか。

益城町には、布田川断層帯が横切っており、その木山付近で木山断層帯が分岐し、小池付近で日奈久断層帯の北端部が分岐するようにつながっています。

政府地震調査研究推進本部の平成28年熊本地震の評価によると、4月14日の前震は日奈久断層帯、16日の本震は布田川断層帯の活動によるものとされています。

今回の地震は二つの断層帯が連動し、地盤がおおむね南北に引っ張られて起こった横ずれ断層型で、震源が浅く軟らかい地盤であったために揺れが大きくなったと考えられています。本震の揺れは阪神・淡路大震災以上とも言われており、地盤のずれは町内各地でみられ、

大字  
上陳の  
堂園地区  
付近では、およそ2階のずれが確認されています。

一方、町内の道路では、いたる所でマンホールが突出したり橋りょうが浮き上がったっており、広範囲にわたって地盤が大きく沈下したとみられます。

なお、国土地理院の報告では、布田川断層帯の北側で最大1階以上が沈み、南側で30センチ以上が隆起したとされています。※図1参照：航空レーザ測量で求めた地震後の標高を平成17年度のデータと比較。

【図2】

益城町の断層帯  
付近の亀裂分布図

4/16 1:25 M7.3  
深さ 12㎞ 益城町震度7



※ 国土地理院の資料を基に作成

4/14 21:26 M6.5  
深さ 11㎞ 益城町震度7



## その時失われたもの その大きさ

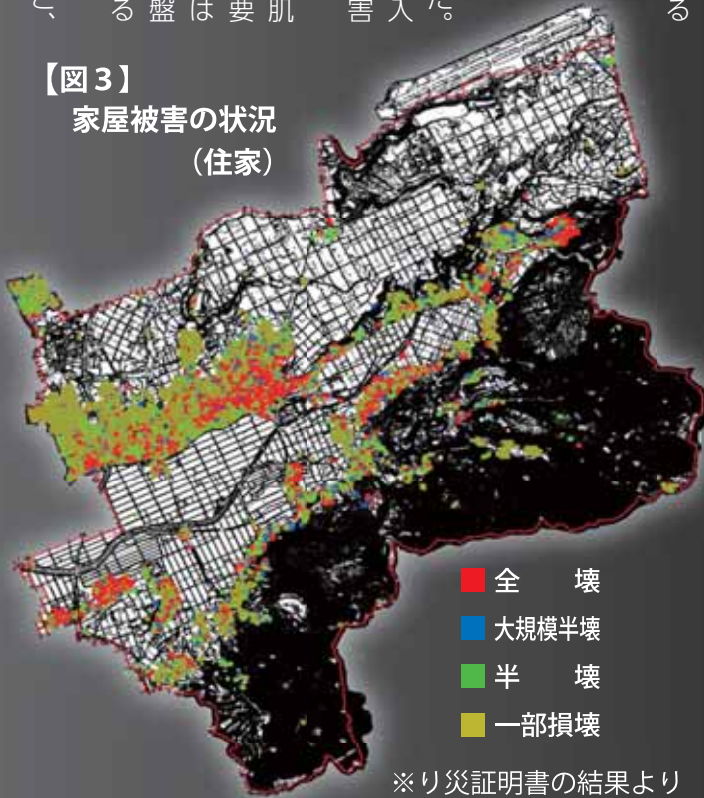
### ― 衝撃の爪痕 ―

大地震により、町は多くのものを失いました。何よりも大きな損失は尊い命であり、23人もの町民の方々が犠牲となってしまいました。また、大地震と頻発する余震は町中にさまざまな被害をもたらし、大きな爪跡を残しました。

その強烈な揺さぶりにより建物の多くがつぶされ、人々の平穏な生活が一瞬にして奪われてしまいました。町が行った家屋被害認定調査の結果によれば、特に断層の分岐地点付近の家屋が大きな被害を受けているのがわかります(図3参照)。また、家屋の損壊状況をみると、全壊が全体の約4分の1に上り、半壊以上は半数を超えています。生活インフラでは上下水道網が破壊され、ほぼ全戸が断水しました。道路は波打ち、いたる所で亀裂が入り路肩が崩落するなど、大きな被害を被りました。

山間部では、土砂崩れにより山肌があらわになり、落石が地域の重要な生活道路を寸断しました。川では一部の橋が崩落。堤防は緩み、地盤沈下と併せて6月21日の大雨による決壊の一因となりました。その他、農地が引き裂かれるなど、被害範囲は多方面にわたりました。

【図3】  
家屋被害の状況  
(住家)



#### 【人的被害】

死亡	23人
行方不明者	0人
重傷	97人
軽傷	31人

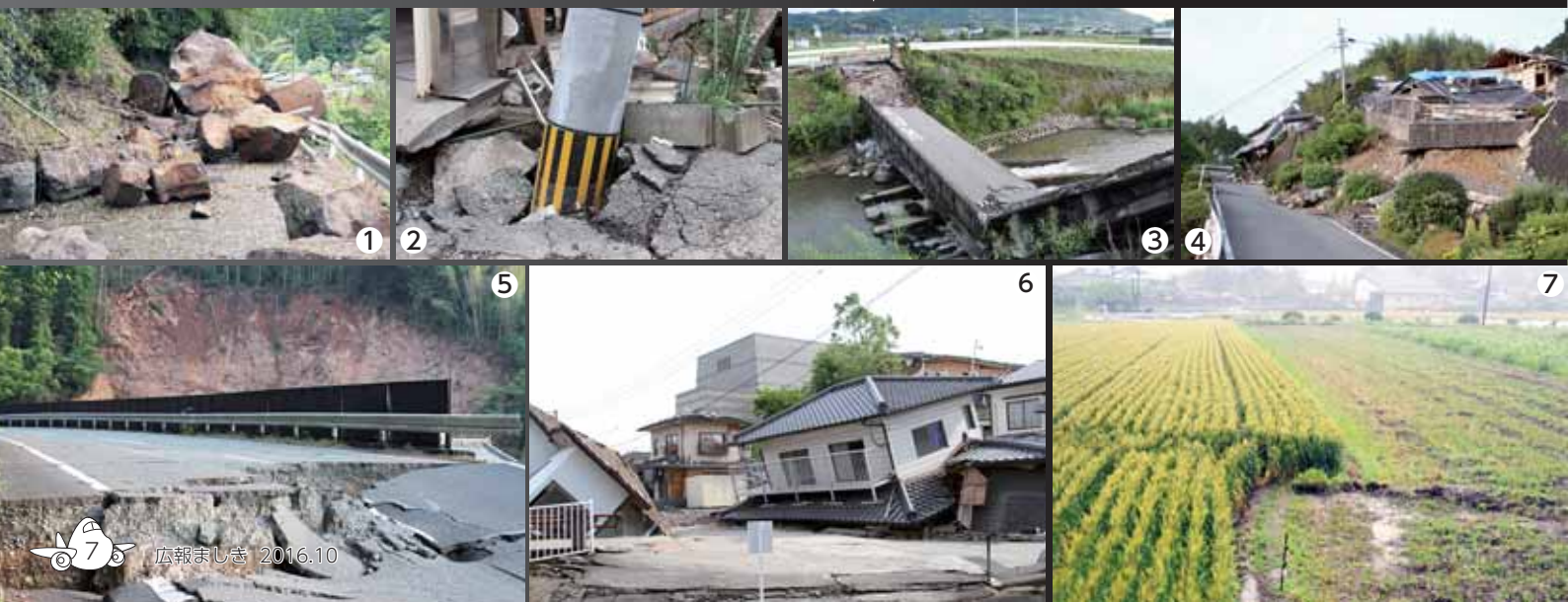
(平成28年9月15日現在)

#### 【家屋(住家)被害】

全壊	2,714棟
大規模半壊	778棟
半壊	2,131棟
一部損壊	4,558棟

(平成28年9月15日現在)

- ①落石により通行不能となった内寺地区の町道 ②液状化現象で沈み込んだ電柱 ③中間部が折れ、崩落した田中橋 ④集落全域が大きな被害を受けた杉堂地区 ⑤道路が大きく裂け、通行止めとなった杉堂地区の県道熊本高森線と大規模な土砂崩れ ⑥多くの家屋が被害を受けた寺迫地区 ⑦断層が現れ、地盤が東西に約2mずれた堂園地区の畑地



# ・支援に向けて 一歩一歩 進んだ道



避難所を訪問される天皇、皇后両陛下（5月19日）



入居が進む仮設団地（テクノ仮設団地）



町陸上競技場に開設されたテント村



活気にあふれた「元気食堂」（6月11日～、町陸上競技場）

29日・日本医師会災害医療チーム「JMAT」活動終了に伴い、益城町災害医療調整本部・救護所が閉鎖

30日・災害派遣の自衛隊活動が終了

## 【6月】

1日・役場に復興課、環境衛生課を新設  
・被災者生活再建支援金の申請受付を開始  
・町内小中学校で弁当給食の提供を開始  
・九州産交バス「御船-東無田-交通センター」線が通常運行を再開

4日・安倍晋三内閣総理大臣が益城町を視察

6日・り災証明に係る建物被害認定調査2次調査を開始

・プレハブ庁舎および中央公民館で役場業務を再開

・九州産交バスによる無料シャトルバスが運行を開始

（古閑入口⇄木山産交）

・町内小中学校へ再春館製菓所による汁物給食の提供を開始

14日・応急仮設住宅への入居が開始

15日・公費による家屋の解体・撤去の受付開始

17日・交流情報センターにて業務開始（学校教育課、生涯学習課）

19日・福祉避難所としてグランメッセ熊本にトレーラーハウス設置

21日・豪雨により河川の堤防が決壊し、田畑の浸水被害

23日・熊本地震義援金の申請受付を開始

25日・益城復興市場・屋台村がオープン

26日・第2次応急仮設住宅の募集開始

29日・飯野小仮設団地に「みんなの家」第1号が完成

## 【7月】

6日・益城町震災復興基本方針を策定

7日・復興に向けて各校区会長との意見交換会を開催

・公費による家屋の解体・撤去を開始

10日・参議院議員選挙（投票所を28か所から12か所に縮小、投票時間を短縮して実施）

13日・広報ましき復興ニュースの発行を開始

15日・九州産交バスが「テクノ仮設団地」にバス2路線を新設

17日・「ましきメッセもやい市」3か月ぶりに再開

20日・自費解体・撤去（先行解体）費用の申請受付を開始

24日・平成28年熊本地震益城町慰霊祭を開催

26日・平成28年第2回益城町議会定例会を開催

→災害復興特別委員会の設置

28日・第3次応急仮設住宅の募集開始

・復興計画策定に向けた地区別住民意見交換会を開始

## 【8月】

5日・第1回益城町復興計画策定委員会を開催

20日・「益城町の復興に関する意向調査」アンケート調査を開始

23日・第4次応急仮設住宅募集を開始

## 【9月】

6日・テクノ仮設団地内に「イオン益城テクノ仮設団地店」および「益城テクノ笑店街7」がオープン



### 【4月】

- 14日 21:26 地震発生  
(震度7・マグニチュード6.5)
- ・益城町災害対策本部を設置
- 15日
- ・熊本県庁に政府現地対策本部を設置
  - ・自衛隊による「火の国の湯」が保健福祉センターに開設
  - ・被災建築物の応急危険度判定に着手
- 16日 1:25 地震発生  
(震度7・マグニチュード7.3)
- ・益城町災害対策本部を保健福祉センターに移転
- 17日
- ・被災宅地の応急危険度判定に着手
  - ・自衛隊による「火の国の湯」が総合体育館に開設
- 18日
- ・蒲島郁夫熊本県知事が益城町を視察
- 19日
- ・阿蘇くまもと空港が一部運航を再開
- 21日
- ・益城町災害ボランティアセンター設立
- 23日
- ・安倍晋三内閣総理大臣が益城町を視察
- 24日
- ・総合運動公園陸上競技場にテント村開設
- 25日
- ・政府が熊本地震を激甚災害に指定
  - ・役場内にプロジェクトチームを設立  
(住まい支援、り災証明、避難所対策、役場機能)
- 27日
- ・「ましきさいがいFM」放送を開始
  - ・「益城町復興支援臨時シャトルバス」の運行を開始
  - ・九州新幹線全線復旧
- 28日
- ・民間賃貸住宅借り上げ制度(みなし仮設住宅)窓口を開始
- 29日
- ・九州自動車道が全線復旧
- 30日
- ・り災証明に係る建物被害認定調査を開始
  - ・広報ましき災害臨時号の発行を開始

### 【5月】

- 1日
- ・り災証明書の交付申請受付を開始
- 2日
- ・益城町災害対策本部を役場庁舎へ移転
- 6日
- ・熊本地震に関する住民相談窓口を町公民館ロビーに開設
  - ・一部の町立保育所が再開
- 9日
- ・保健福祉センターにて役場窓口業務の一部を再開
  - ・町内小中学校を再開
  - ・避難所(ホテルエミナース・こどもL.E.Cセンター)への臨時郵便局の設置(~5月31日)
- 10日
- ・町立幼稚園が再開
- 13日
- ・町民憩の家での入浴サービスを再開
- 16日
- ・町内小中学校にて簡易給食を開始
- 17日
- ・中央公民館にて役場窓口業務を再開(住民生活課、税務課、こども未来課、いきいき長寿課、福祉課)
- 19日
- ・天皇、皇后両陛下が避難所を慰問
- 20日
- ・グランメッセ熊本にてり災証明書の交付開始
- 21日
- ・第1次応急仮設住宅申請受付を開始
- 22日
- ・応急修理事業の受付開始
- 23日
- ・「町民憩の家行き巡回バス」が運行を開始



スクールバスを降りて学校へと向かう子どもたち(5月9日)



多くの情報を届けた「ましきさいがいFM」(保健福祉センター調理室)



中央公民館での窓口業務の再開(5月17日)



グランメッセ熊本に開設されたり災証明書の交付窓口(5月20日)

# 先の見えない避難先での暮らし

— 衝撃におびえながらの生活 —

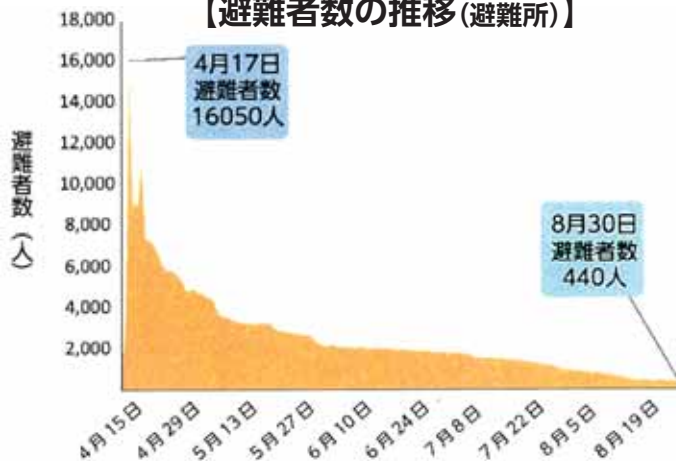


①水道の供給が断絶し、給水器でしのぐ日々 ②避難先で食事の配給を受ける人々 ③支援物資の不足を呼び掛ける手作りの看板 ④全国からの支援物資であふれる避難所 ⑤両手に抱えきれないほどの物資を持ち避難所へと向かう職員たち ⑥炊き出しを求める人によってできた長蛇の列…時には1時間以上待つことも

避難所には多くの人々が避難し、大きな余震が起こるたびに恐怖と不安に包まれました。避難当初は電気や水道なども復旧しておらず、避難者は先行きの見えない毎日を過ごしました。最も多くの避難者が生活する町総合体育館では、炊き出しや入浴所、トイレに至るま

で、行列ができることは珍しくなく、日々当たり前にできていたことさえも困難なときが度々ありました。その日その日の避難所での暮らしをどうするかという思いは、避難している町民、避難所対応に当たった職員、ともに同じでした。また、自宅の庭先にテントを張ったり、車中で生活する人たちも思うように物資の調達ができないなど不便な暮らしを強いられ、夜は暗やみと余震におびえる日々を過ごしました。

【避難者数の推移(避難所)】





1

発災直後、震度5クラスの余震も続く中、全国各地からボランティアが駆けつけ、直接避難所などを訪れては、「大丈夫ですか」「何かお手伝いすることはありますか」と避難者に声を掛けてまわっていました。

4月21日、町社会福祉協議会により「益城町災害ボランティアセンター」が組織されると、ボランティアのスムーズな受け入れとマッチングが行われ、より効率的なボランティア活動が行われるようになりました。

連日、早朝から大勢のボランティアが受付会場の井関熊本製作所グラウンドに集まり、依頼者のもとへ振り分けられました。ゴールデンウィークには依頼数をはるかに上回るボランティアが集まると想定され、募集対象を県内在住の人に限定することもありました。



2

①益城町災害ボランティアセンターに続々と集まるボランティアとマッチングを行う職員  
②地震により破壊された擁壁を解体するボランティア

依頼内容は、避難所支援や物資の仕分け作業、災害がれきの片づけ・運搬など多岐にわたります。

ボランティアは、宿泊費や交通費など、すべてが自己負担ですが、現在でも多くの人たちが継続して活動しています。

雨の日も風の日も、そしてうだるような夏の暑い日でも駆けつけてくれた皆さんの顔を忘れることはできません。

## ボランティア活動を振り返って



味楽ふくしま  
ふくしまさとし  
福島悟さん

4月19日～20日に避難所となっていた広安小学校に炊き出しに行きました。その時、震災後初めて益城町を訪れ、街並みが様変わりしてしまっていたことに大きな衝撃を受けました。広安小学校では、避難している小中高校生が率先して手伝いをしてくれて非常に感銘を受けました。

その後、散乱する店内を片づけ、4月21日にお店を再開しました。日常の生活を取り戻しつつある中、ふと益城町に目を向けると、そこにはいまだ多くの人々が避難生活を送っていました。何か自分に出来ることはないかと思い、6月1日～8月19日まできらめき館や津森分館などにお弁当を届ける活動を行いました。

今回振り返って、私自身、人との縁は何物にも代えがたいものと改めて実感しました。益城町の皆さん、気候もこれから寒くなってきます。体に気をつけてお過ごしください。

―― 衝撃に差し伸べられる手 ―

「大丈夫ですか」

集結する善意の声

# 温かく支えてくれた人々

## — 衝撃、の痛みに寄り添う心 —

発災後、すぐに全国各地の自治体や団体の職員、医師や看護師など医療を中心とした専門家たちが町に駆けつけ、昼夜を問わず復旧および支援に尽力しました。信号が消えた県道熊本高森線の木山交差点や惣領交差点では、緊急車両や支援物資の輸送車、道路や上下水道復旧の応援車両など一斉に集まる車両を、警察官が休みなく交通整理を行いました。それにより、被災者に支援物資が支障なく届けられました。

役場駐車場や避難者の多い避難所には、自衛隊がいち早く駆けつけ、おにぎりの炊き出しや搬送を行ったほか、入浴所の設置、倉庫への支援物資搬入および各避難所への運搬など、多くの業務で支援を

行いました。

災害医療チーム(DMAT、JMATなど)や日本赤十字社などの医療チームも、益城町災害医療調整本部・救護所を設け、24時間体制で避難者の治療や体調管理をサポートしました。

避難者が最大約1万6,000人にも上った避難所の運営などに加え、生活再建支援に向けて新たに生じる業務に戸惑う町に、全国の自治体などから応援職員が続々と派遣されてきました。損壊家屋の被害認定調査や自宅・庭先避難者の巡回訪問など、多いときには300人を超える人たちが、さまざまな分野で活躍し、復旧と支援業務の推進に大きく貢献しました。



益城町消防団  
ほんた かん  
本田 寛 団長

益城町消防団は飯野分団、広安分団、木山分団、福田分団、津森分団の5分団から成る消防団で、役場機動班まで含めて総員618人が所属しています。4月14日の前震後、団員はいち早く自分たちで考えて行動し、昼夜を問わず救助活動などにあたってくれました。また、情報収集も行い、消防団への報告をしてくれたおかげでタイムリーに被災状況を把握することができました。こまめで大きな災害を想定して訓練を行っていなかったにもかかわらず、本当によく活動してくれたと思います。

一部では、消防団が何えなかつた所もあるかもしれませんが。確かに年々減少する団員ではカバーできなかった所もあったかもしれませんが。今回のことを契機に、一人でも消防団に入り益城町を守りたいと思う人が増えてくれることを願います。またこれから、防災計画も大きく変わってくると思いますが、消防団もそれに合わせて変化していかなくてはならないと思っています。



— 衝撃、…その後の対策 —

## 災害から身を守る 備え

一言に「災害」といっても、その種別や程度で被害状況も変わってきます。今回の大地震により、町では防災の拠点となる役場庁舎が被災。電源の喪失や通信網の混乱など、災害対策本部の活動に影響がでました。また、発災が夜間だったため被害状況の細かい把握が難しく、主に住民からの情報をもとに警察、消防、自衛隊が中心となって現場での救助および周辺の捜索に当たりました。

大災害時には、行政や関係機関が被災したり、また、広域的になれば救助隊などの手が回らないといった状況も考えられます。さらには、救助活動には倒壊家屋や道路損壊による交通遮断、それに伴う時間的な限界などの問題も生じる場合があります。

### まずは「自助」意識を持つて

人命救助は一刻を争うものであり、瞬時に起こる大災害から身を守るためには、

まずは自分の身は自分が助けるという「自助」意識を持つことが重要です。

**注目される「共助」**

災害時において注目されるようになったのが、地域の身近な人たちで助け合う「共助」です。阪神・淡路大震災では、実際に倒壊した建物から救出された人の大多数が家族や近所の住民らによるものという調査結果が報告されています。

今回の地震でも、町内では地元消防団や住民によって多数の人たちが救助されています。また、ご近所の声掛けによって安全なところに集団避難して過ごすといった場面も随所で見られています。

一連の地震が終息した気配は見受けられません。また、「身を守る」ということは、地震に限ったことでもありません。今一度、家族や地域コミュニティによるつながりの大切さを見つめ直すのも大切なことではないでしょうか。



4



5



6

①木山交差点で交通整理を行い渋滞を緩和する福岡県警の職員 ②避難者の相談に丁寧に耳を傾ける日本赤十字社の職員 ③食料を求める人たちに、炊き出しのおにぎりを配布する自衛隊員 ④生活支援の相談を受ける自治体派遣職員 ⑤被災者を訪問し聞き取りを行う自治体派遣保健師 ⑥支援活動の打ち合わせをする医療チーム

発災から半年が過ぎようとしています。現在もまだ余震が続いている状況です。最大震度「7」を2度経験された皆さまは、あの時の恐怖を思い出されるかもしれません。併せて避難所での生活や車中泊での生活を思い浮かべる方もいらっしゃると思います。その時の、「不便だったこと」、「不自由だったこと」が、今後、災害に対する備えとなります。

災害から身を守るために必要な手段として保存食や飲料水など物質的なものを想像されるかもしれませんが、たしかに物質的要素も必要ですが、「災害は突然襲うもの」「必ずどこかで起きるもの」という認識が重要です。

この災害を機に、家族や職場で「災害が起きた時の行動」、「備えておくもの」などを再確認してください。最善の「身を守る備え」が見つかると思います。

また、町内には倒壊家屋や地盤沈下による危険箇所が多数みられます。通行にあたっては充分注意してください。



益城町総務課防災係  
いわもと たけつぐ  
岩本 武継係長

# 今動き出す

新しいまちづくり～

## 震災復興基本方針を策定

町は、復旧、被災者の生活再建支援とともに、この逆境を乗り越え、傷ついた町の再生に向けて進まなければなりません。

そこで、復興の基本的な考え方や方向性、取り組みの方向性などを示す「益城町震災復興基本方針」を7月6日に策定しました。

## 区長、住民と意見を交換

人々が安心して暮らしていけるようにするには、元の状態に戻すだけでなく、災害に強い町として生まれ変わらなければなりません。それが「復興」です。そして、その新しいまちづくりのためには多くの知恵と力が必要となります。

そこで町では、基本方針の策定に伴い、各校区の区長会長との話し合い、および校区ごとに全区長、地区ごとに14回の住民意見交換会などを実施し、基本方針や復興計画の進め方などについての説明を行い、町民の皆さんに意見を伺いました。

皆さんからいただいたさまざまな意見や提案などは、地域住民や関係団体、議会の代表、学識経験者らで組織する「益城町復興計画策定委員会」および各分野ごとに設置された「専門部会」に報告し、今後の復興計画策定に可能な限り反映していきます。

①3か月ぶりの開催に、多くの人出で活気にあふれる「ましきメッセもやい市」②食事を楽しんだりビールでのごを潤す人たちにぎわう「益城復興市場・屋台村」



— 衝撃、に負けない —

## 町に元気を！ 復興への足掛かり

地震により、ほとんどの建物が損害を受けた益城町。多くの店舗が被災し営業休止に追い込まれました。また、主要路線の県道熊本高森線に沿って立つ店舗も、その大多数が損害を受け、町には喪失感が漂っていました。

そのような中、町商工会と一般社団法人まちづくり益城(熊宮敏宏代表理事)が6月25日、「益城復興市場・屋台村」を開設しました。休業中のスーパーの駐車場に設置された300平方メートルの大型仮設テナムトでは、飲食店や理髪店、衣料品や食品販売店など10数店舗が営業を開始。食事に訪れた支援者たちや久しぶりに仲間との一杯を楽しむ住民たちにぎわいました。

た「ましきメッセもやい市」(山野一平実行委員長)が約3か月ぶりに復活。会場となっていたグラブメント七熊本が被災したため、町商工会駐車場に場所を移して開催されました。テントに採れたての野菜や加工品のほか支援者が用意した陶器などが並べられると、再開を待ち望んでいた常連客や、益城町を応援しようと訪れた町外からの客たちが早速買い求め、会場は活気にあふれました。

また、9月6日にはスーパーとともに町内7店舗が开店する商店街、「益城テクノ笑点街7」がテクノ仮設団地にオープンしました。こうした動きは、復旧と被災者支援を推進しながら復興に向けて準備を進める町を後押しし、町民の心に元気をもたらしました。

# 復興へ向け

— 衝撃を乗り越える —

～住民が主体の

## 益城町震災復興基本方針の概要

### 【復興計画策定にあたっての基本的な考え方】

**復興の主体：** 住民が主体となり、行政、大学、民間と協働で復興を図ります。協働による復興のまちづくりのために、地域住民組織の構築を推進します。

**対象地域：** 対象地域は町内全域とします。

**国・県への要請：** 必要な事業の実施や財政措置、特別立法の制定等について、国および県に対し要請していきます。

**計画期間：** 復旧・復興のビジョンを実現するまでの期間を10年間とします。

【「復旧期」(平成 28～30 年度)

⇒ 「再生期」(平成 31～34 年度) ⇒ 「発展期」(平成 35～37 年度)】



## 復興の基本理念

### 住民生活の再建と安定

▶被災者が安心して快適に暮らせる住環境を一日も早く実現するための安心・安全な住環境づくりを推進。▶生活機能や教育環境、保健・医療・福祉体制の確保・充実に向けた取り組みや、被災者の心のケア等の実施。

復興計画の  
方向性

### 災害に強いまちづくり

▶震災前の町の姿に復旧するだけでなく、「住民の命を守る、災害に強いまち」の実現に向けた新しい視点での町づくりビジョン作成と、防災上必要なインフラ整備等の推進。

復興計画の  
方向性

### 産業・経済の再生

▶各産業の早期復旧に伴う雇用維持と活力を取り戻すための取り組みを推進。▶熊本都市圏東部の要衝に位置する地域特性を生かした産業拠点としてのまちづくりを推進。

復興計画の  
方向性

### 「くらし」の復興

- ◆住民が安心して快適に暮らせる住環境を一日も早く実現する
  - ・応急仮設住宅やみなし応急仮設住宅への早期入居、住宅の応急修理に向けた支援
  - ・災害公営住宅等の整備 など
- ◆誰もが安全・安心に、生き生きと元気に暮らせる
  - ・教育、保健・医療・福祉、文化・芸術・スポーツ活動の環境整備・充実 など
- ◆住民が支えあって笑顔で毎日を通り過ぎる
  - ・地域コミュニティの維持・強化や相談窓口の整備 など

### 「まち」の復興

- ◆益城町が災害に強いまちに生まれ変わる
  - ・公共施設の耐震化や幹線道路網、公園等の計画的な整備についての検討 など

### 「産業」の復興

- ◆雇用を維持し、産業が活力を取り戻す
  - ・産業基盤の早期復旧や事業所再開支援 など
- ◆産業拠点のまちをつくる
  - ・産業に関する計画や交通計画等との連携も図った検討 など

### 【復興計画策定に関わる主な組織と役割】

震災復興本部▶必要事項を協議し、所要の調整および推進を図る意思決定機関

益城町復興計画策定委員会・専門部会

策定委員会▶住民、各種団体、議会、学識経験者などで構成し復興に関し提言  
専門部会(「くらし復興」、「復興まちづくり」、「産業復興」の3つ)

▶学識経験者、議会、関係機関および町職員などで復興計画(案)の検討・調整や復興事業を検討

ましきラボ(熊本大学)▶住民と行政の架け橋として、住民の声を調査・集約

— 未来への決断 —

# みんなの笑顔のために 未来を信じ ともに歩もう

～新しいまちづくりのこれから～

## 復興計画策定に向け 全世帯アンケートを実施

町では、8月中旬から9月上旬にかけて、全世帯を対象に「益城町の復興に関する意向調査」のアンケートを実施しました。また、並行して町内の各種団体など幅広く意見を交換しています。

今後、住民および各種団体との意見交換会でのご意見やアンケートの結果を踏まえながら、益城町復興計画の「骨子（重要となる部分による骨組み）」の作成を経て、復興計画を策定します。

## さらに意見交換等を重ねます

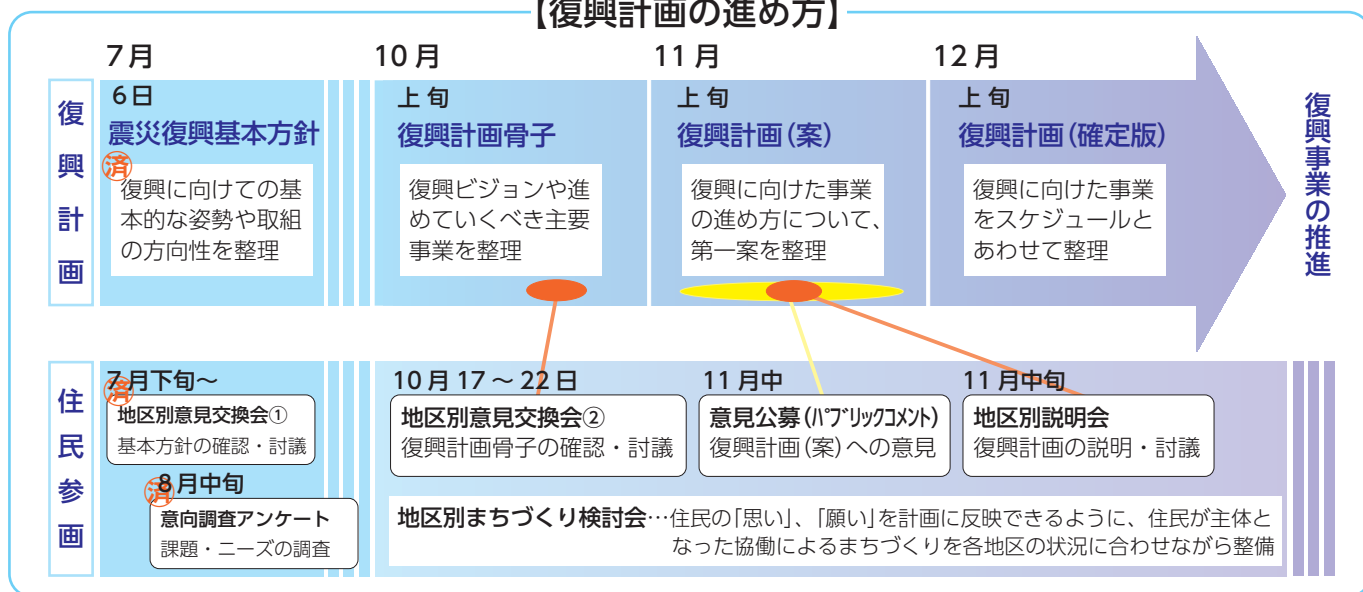
復興計画策定に向けて、今後さらに2回の住民意見交換会等を行います。町民が主体の復興計画です。皆さまのご意見をお聞かせください。※「復興計画骨子」に係る住民意見交換会開催日程↓下表。

### アンケートへのご協力 ありがとうございました。

全世帯を対象に実施しました「益城町の復興に関する意向調査」につきましては、被災による生活の再建等でお忙しい中、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

なお、手違いにより、一部のお名前に誤りがあり、大変不愉快な思いを与えましたことに対しまして、深くお詫びを申し上げます。

## 【復興計画の進め方】



## 復興計画骨子に係る住民意見交換会を開催します

皆さんからいただいた意見を踏まえて作成した復興計画の骨子は、12月の復興計画策定に向けての重要な基礎となります。

校区	対象地区	日時	場所
飯野	全地区	10月17日(月) 午後6時30分～8時30分	公民館飯野分館
広安	広崎全町内、古閑、福富、小峯	10月18日(火) 午後6時30分～8時30分	保健福祉センター
	惣領全町内、馬水北・南、安永全町内	10月19日(水) 午後6時30分～8時30分	保健福祉センター
木山	全地区	10月20日(木) 午後6時30分～8時30分	交流情報センター
福田	全地区	10月21日(金) 午後6時30分～8時30分	公民館福田分館
津森	全地区	10月22日(土) 午前10時～正午	公民館津森分館
全校区	(地区別に出席できなかった人)	10月22日(土) 午後3時～5時	交流情報センター



発災時の大混乱から、はや半年が経とうとしています。

心が少し落ち着いてきたころ、ふと思い起こせば、「帰る家」、「食事」、「お風呂」、「家族との団らん」、「ご近所とのあいさつ」、「通勤」…。震災が起こるまでは、すべてが当たり前と感じ、気にも留めていなかった何気ない日常が、実は、とてもかけがえのないありがたいものであったと私たちは気づかされました。

震災の傷は、人それぞれに違いがあり、それを癒すには、まだまだ多くの時間を必要とするかもしれません。しかし、私たちはこの経験から学んだ多くのことを生かし、心を一つにして助け合いながら、一歩ずつ前に進んでいくことが大切ではないでしょうか。

今、町は復興へと向かい始めています。未来を生きる子どもたちのためにも、知恵と力を出し合い、町民一体となつてよりよい町をつくり上げなければなりません。震災によってなくしてしまった、かけがえのない日常を取り戻し、みんなの力で必ずや復興を成し遂げましょう。すべての人に光り輝く笑顔が戻ってくるように…。



# 被災者支援メニュー（概要版）

〔り災証明書判定〕

○：該当 △：場合によって該当

## り災証明書の交付

交付手数料：無料

国税務課固定資産税係

☎286・3377

## 民間賃貸住宅借り上げ事業

（みなし応急仮設住宅）

〔全壊○ 大規模半壊○ 半壊△〕

対象：次のすべての要件を満たす人

①平成28年4月14日時点で熊本県（熊本を除く）に住所を有する人

②熊本地震で住家が全壊または大規模半壊となり居住する住宅がない人

③半壊でも、住み続けることが危険な

程度のみや、生活環境保全上の支障となつている損壊家屋など、取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い自らの住居に居住できない人（半壊の住宅が賃貸住宅などの場合は、物件所有者の署名・押印が必要）

④自らの資力では住宅を確保することができない人

⑤災害救助法に基づく応急仮設住宅・住宅応急修理制度を利用しない人

借り上げ条件

①みなし応急仮設住宅としての使用について、貸主から同意を得ているもの

②管理会社などにより賃貸可能と確認されたもの

③家賃が1か月当たり原則6万円（対象世帯が5人以上（乳幼児を除く）の場合は9万円）以下のもの

④入居者が負担するもの

## 被災住宅の応急修理

〔全壊△ 大規模半壊○ 半壊△〕

対象：次のすべての要件を満たす人

①応急修理を行う住家（住家が修理できない場合は、住家と同じ敷地内にある一体的に利用されてきた納屋・倉庫等も可）に居住すること

②住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けたこと（り災証明書が必要）。ただし、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、申請可能

③応急修理によって避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること

④応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しないこと

⑤半壊の場合、申出書を提出すること

⑥必要な書類が揃うこと

## 内容

◆住宅の場合

①住宅の応急修理は日常生活に必要な欠くことのできない部分であつて、必要最小限度の緊急を要する箇所（屋根などの基本部分、ドアなどの開口部、上下水道などの配管、配線、トイレなどの衛生設備）について実施

②地震災害と直接関係のある修理のみが対象

※内装に関するものおよび家電製品は対象となりません。

◆被害を受けた住家が修理できず、住家と同じ敷地内にある一体的に利用されてきた納屋・倉庫等に係る修理などを行う住家とする場合

●住家の応急修理の同等範囲（屋根・外壁など）、トイレ・台所・風呂などの設備などの設置、上下水道等の配管、配線などの設置についても対象

修理完了期限：平成28年12月13日

限度額：1世帯当たり57万6千円

☎289・1480

☎289・1400

☎289・1400

☎289・1400

## 被災者生活再建支援制度

〔全壊○ 大規模半壊○ 半壊△〕

対象

①居住する住宅が全壊の被害を受けた世帯

②居住する住宅が大規模半壊の被害を受けた世帯

③居住する住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した世帯

※「解体世帯」として「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。

支援金の額

左記の①と②の支援金の合計額が支給されます。

①基礎支援金：住宅の被害程度などに応じて37・5万円～100万円を支給

②加算支援金：住宅の再建方法に応じて37・5万円～200万円を支給

※具体的な金額などは、お問い合わせください。

申請期限

①基礎支援金：災害のあった日から13か月の間

②加算支援金：災害のあった日から37か月の間

☎289・1400

☎289・1400

☎289・1400

☎289・1400

### 被災家屋などの解体・撤去 および処分

【全壊】○ 大規模半壊 ○ 半壊 ○

#### ◆公費解体・撤去

①「り災証明書」で全壊または大規模

半壊、半壊の判定を受けた住家、中  
小企業の事務所、店舗など

②住家の解体と一体的に解体する建  
造物(小屋、納屋など)や塀など

※単独の小屋は立地状況により補助  
に該当しない場合があります。

受付期限：平成29年3月31日

※期限は予定で、延期される場合があ  
ります。

#### ◆自費解体・撤去

対象：平成28年7月31日までに解体  
業者と契約を結んだ人

受付期限：平成29年1月31日

※申請は、解体・撤去の工事をすべて  
完了してからお越しくください。

※申請された費用の全額が補助対象  
となるとは限りません。

問環境衛生課廃棄物対策係

☎289・8077

### 日本財団による

#### 甲慰金および住宅損壊見舞金

【全壊】○ 大規模半壊 ○ 半壊 ○

#### ◆甲慰金

対象

①熊本地震により亡くなられた人(関  
連も含む)の遺族・親族

②熊本地震による行方不明者の遺族  
・親族

内容：亡くなられた人、行方不明者1  
人当たり10万円

#### ◆住宅損壊見舞金

対象

①居住する住宅が全壊した世帯

②居住する住宅が大規模半壊した世帯

内容：家屋が損壊した世帯に対し、一  
世帯あたり20万円

問日本財団災害復興支援センター熊  
本支部

☎070・3623・9611

#### ◆災害弔慰金・災害障がい見舞金

対象：熊本地震により亡くなられた  
人(関連死を含む)の遺族

支給額：亡くなられた人が

生計維持者の場合…500万円  
生計維持者以外の場合…250万円

#### ◆災害障がい見舞金

対象：熊本地震により重度の障がい  
を受けた人

※障がいの程度は、労働者災害補償保  
険法施行規則別表第一に規定する  
一級の障がいに準拠したものと  
なります。

支給額：重度の障がいを受けた生計  
維持者…250万円、重度の障がいを  
受けたその他の人…125万円

問福祉課生活再建支援係

☎289・1400

### 災害義援金

【全壊】○ 大規模半壊 ○ 半壊 ○

対象：熊本地震により、益城町で被災  
された人、および被害を受けた住家に  
居住していた世帯の世帯主

#### ◆人的被害

●亡くなられた人がいる世帯

●重傷を負った人がいる世帯

※重傷とは、地震が直接起因し、30日  
以上の治療を要する場合です。

#### ◆住家被害

●住家が全壊した世帯

●住家が半壊した世帯

※すでに義援金または生活再建支援  
金の申請が済んだ人は、指定の口座  
に振り込みますので、再度申請の必  
要はありません。

※町義援金の配分につきましては、決  
定次第お知らせします。

問福祉課生活再建支援係

☎289・1400

#### 地震による災害ごみ

受け入れ場所：益城中央小学校跡地  
一次仮置場

※搬入には、町が発行する「災害ごみ  
搬入証」が必要です。発行手続きに  
は「り災証明書」と「身分証明書」が  
必要となります。

※品目ごとに分別したうえで搬入を  
お願いします。分別区分につきま  
しては、町のホームページなどでご  
確認ください。

取り扱えないもの…ガソリンや石油  
など危険物、農薬など取り扱いが困難  
な物、土砂、ブラウン管テレビ

問環境衛生課廃棄物対策係

☎289・8077

#### 各証明書の交付手数料の免除

【全壊】△ 大規模半壊 △

半壊 △ 一部損壊 △

免除できる場合

●地震により、公営住宅に入居する場合

●地震により、国または地方公共団体  
の援助を受ける手続きで提出が義  
務付けられている場合

●地震により、家屋などの滅失登記を  
行う場合

●災害復旧のために保険金を請求す  
る場合

●災害復旧のために融資を受ける場合

免除できる証明書：住民票など、印鑑  
証明書、印鑑登録証の再交付、各種税  
証明書、固定資産関係証明書

問住民保険課住民係

☎286・3112

#### 町税の納税猶予

【全壊】△ 大規模半壊 △ 半壊 △

熊本地震による被害の状況により、  
町税の納税を猶予(分割納付)できる  
場合があります。詳細につきましては  
は、お問い合わせください。

対象：熊本地震により被害を受けた人  
問税務課納税係 ☎286・3116

## 個人町民税の減免

【全壊△ 大規模半壊△ 半壊△】

### ◆均等割の減免

対象：すべての住民

減免割合：全額免除

※手続きは必要ありません。減免後の税額で納税通知書(税額決定通知書)を発送しています。

### ◆所得割の減免

①地震による住宅の被災

対象：熊本地震により納税義務者または扶養親族が居住する住宅が、「り災証明書」で半壊以上の判定を受けた場合で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の人

※グランメッセ熊本で、6月5日まで  
りに災証明書の交付手続きをした人  
には、減免後の税額で納税通知書を発送しています。手続きは必要ありません。

※6月6日以降に、半壊以上のり災証明書の交付を受けた人、および二次調査で新たに半壊以上の判定を受けた人は、減免申請書の提出が必要です。

②地震による納税義務者の失業(解雇、倒産など会社都合によるもの)

対象：熊本地震で納税義務者が失業し、平成28年中の給与収入の見込額(失業手当金を含む)が、前年の給与収入の10分の5以下に減少すると認められる場合で、前年の合計所得金額が500万円以下の人

※減免申請が必要です

③地震による納税義務者の減収

対象：熊本地震により納税義務者の平成28年中の農業、営業、賃貸不動産の収入のうち、いずれかの収入金額の損失額(農作物共済金や損害保険金等)によって補てんされる金額がある場合は損失額から差し引きますが、前年中の当該収入と比較して10分の3以上と見込まれる場合で、前年の合計所得金額が1,000万円以下、かつ減収となった収入以外の収入にかかると減免申請が必要です

④その他の減免

対象

- 地震により納税義務者が死亡し、災害弔慰金の支給を受けた場合
- 地震により納税義務者が生活保護を受けることとなった場合
- 地震により納税義務者が障がい者となった場合

複数の減免事由に該当する場合は、減免額が最も大きいものだけが適用となり、重複しての適用はありません。

固税務課住民税係

☎286・3380

### ◆固定資産税の減免

◆土地

対象：流出、水没、埋没、崩壊などにより作付不能または使用不可となっ

た土地

◆家屋

【全壊△ 大規模半壊△ 半壊△】

対象：熊本地震で損壊した家屋

※納税通知書には、7月7日時点でのり災証明書の判定結果を反映させた減免後の税額を表示しています。内容に相違がある場合は、減免申請書提出時に申し出てください。

◆償却資産

対象：熊本地震で損害を受けた償却資産

固税務課固定資産税係  
☎286・3380

### 被災住宅用地の特例

住宅用地には、住宅があることで宅地の固定資産税額が軽減される特例制度があります。

平成28年度分で住宅用地の特例が適用されれば、熊本地震により住宅を取り壊すことになった場合でも、住宅用地として使用できない事情を申告すれば、引き続き住宅用地の特例を受けることができます。

※12月末までに公費解体または自費(先行)解体の申請を行った場合は、特例申請の必要はありません。

対象：平成28年1月1日における土地所有者

特例期間：平成29年度、30年度

固税務課固定資産税係  
☎286・3380

### 家屋を解体した場合の手続き

土地や家屋については、法により登記をすることが定められています。家屋を解体した場合は、熊本地方法務局で減失登記の手続きが必要となります。

次の場合は役場への申請が必要です。

①未登記家屋など、事情により減失登記ができない(必要な)場合

②平成28年12月末までに公費解体および自費(先行)解体の申請を行わない場合

固税務課固定資産税係  
☎286・3380

### 国民健康保険税の減免

【全壊△ 大規模半壊△ 半壊△】

対象

①世帯主が居住する住宅に損害を受けた人(国民健康保険税の納税義務者で、住家のり災証明書が全壊・大規模半壊・半壊である人)

※グランメッセ熊本で6月5日まで  
りに災証明書の交付手続きをした人  
には、減免後の税額で納税通知書を発送しております。手続きは必要ありません。

※6月6日以降に、半壊以上のり災証明書の交付を受けた人、二次調査の判定で新たに半壊以上となった人は、減免申請書の提出が必要です。

②世帯主が死亡(災害弔慰金の支給を

受けた場合)、または重篤な傷病を負われた人

③世帯主または世帯主以外の被保険者の行方が不明である人

④世帯主の収入減が見込まれる人

世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額(保険金などによる補てん額を差し引いた額)が、前年の当該収入額の3割以上あり、かつ合計所得金額が1,000万円以下である人

※「前年の合計所得金額」から、「減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額」を差し引いて得た額が400万円を超える人を除きます。

複数の減免事由に該当する場合であったとしても、重複しての適用はありません(減免額が最も大きいものだけが適用となります)のでご注意ください。

問 税務課住民税係

☎ 286・3380

**後期高齢者医療保険料の減免**

【全壊○ 大規模半壊○ 半壊○】

◆世帯主が居住する住宅に損害を受けた人(後期高齢者で住家のり災証明書が全壊・大規模半壊・半壊となつた人)

◆世帯主が死亡し、または重篤な傷病を負った人

◆世帯主または世帯主以外の後期高齢者の行方が不明である人

◆世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額が前年の当該収入額の3割以上あり、かつ合計所得金額が1,000万円以下である人

※「前年の合計所得金額」から、「減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額」を差し引いて得た額が400万円を超える人を除きます。

申請期限：平成29年4月13日

※平成29年3月に熊本県後期高齢者医療被保険者の資格を取得する人については、納期限前7日までが申請期限となります。

問 住民保険課保険年金係

☎ 286・3113

**国民年金保険料の免除**

【全壊○ 大規模半壊△ 半壊△】

対象：住宅や家財などの財産の被害金額が、元の価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合

免除の割合：全額または一部免除

※保険料が免除されると、将来受け取る年金の額が減少します。

問 熊本東年金事務所

☎ 367・8144

住民保険課保険年金係

☎ 286・3113

**介護保険料の免除**

【全壊△ 大規模半壊△ 半壊△】

対象

次1〜3のすべてを満たす人

1、次の各号のいずれかに該当すること

①第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する人が、熊本地震により住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合

②第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人が亡くなられた場合、または心身に重大な障がいを受け、もしくは長期間入院したことによりその人の収入が著しく減少した場合

③第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより著しく減少した場合

2、熊本地震で被災し、受けた損害の程度がその住宅、家財またはその他の財産の価格の10分の3以上であること

3、世帯の前年中の合計所得が1,000万円以下であること

申請期限：平成29年3月31日

減免期間：平成28年4月〜平成29年3月

問 いきいき長寿課介護保険係

☎ 286・3114

**ユニットハウスなどをリースにより設置するとき**

【全壊○ 大規模半壊○ 半壊△】

住家が全壊、大規模半壊または半壊で、居住スペースを確保するためにユニットハウスなどをリースする場合、災害救助法の対象になることがあります。

対象：次のすべての要件を満たす人

①平成28年4月14日時点で町内在住の人

②住家のり災証明書が全壊または大規模半壊であり、居住する住宅がない人(半壊の場合も条件によっては対象になります)

③自らの資力では住居が確保できない人

④応急仮設住宅やみなし応急仮設住宅を利用していない人

⑤応急修理制度を利用していない人

⑥住家と同じ敷地内に設置すること

⑦生業上(農業や畜産業等)の理由により住家を離れることができないこと

※一時的な居住スペースを確保するものとして居室のみの提供。

※トイレ、お風呂場・炊事場などのその他の設備は対象となりません。

申請期限：平成28年11月30日  
詳しくは、お問い合わせください。

問 都市計画課住まい支援係

☎ 289・1480



町に関する話題やイベントなどイメージアップ戦略係が取材したできごとをご紹介します。

## 注目浴びる緊張のなか 堂々の演奏

九州吹奏楽コンクールで広安西小吹奏楽部が銀賞受賞

8月19日、第61回九州吹奏楽コンクールが福岡サンパレスで開催され、県予選で代表となり出場した広安西小学校吹奏楽部が銀賞を受賞しました。

震災の影響で十分に練習できなかったという部員たち。本番では、益城町ということで大きく注目を浴びる緊張のなか、逆に注目度をやる気に変えて力強い演奏を披露しました。

部長の平田毬子ひらたまりこさん(6年)は、「支援していただいた方々に感謝の気持ちを込めて演奏しました」と笑顔で話しました。



町長室に結果報告に訪れた皆さん



グループで考えた「夢のまちプラン」を発表する子どもたち

## アイデア詰まった夢のまちづくり

子どもまちづくりリーダーツアー報告会で発表

(公財)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが、町の復興計画策定に子どもたちが参加できるよう開催した「子どもまちづくりリーダーツアー」に小中学生23人が参加。震災後の暮らしで困った経験などを通して、解決策や自分たちに何ができるかを話し合い、「夢のまちプラン」としてまとめました。

8月27日には、JAかみましき益城総合支所で報告会を開催。「地域全員でつくるまち」、「日本一安全に暮らせるまち」など、アイデアが詰まった夢のまちづくりを発表しました。

## 多彩な催しに わくわくうきうき

災害支援イベントに子どもたちの歓声響く

町文化会館で9月18、19日、ボランティアなど17団体の協力によりミニ4駆や移動マンガ図書館、迷路などの災害支援イベントが開催され、親子連れなどでにぎわいました。

魚などの塗り絵をスキャンすると大型3Dスクリーンに映った海底で泳ぎだす「海のお魚大冒険」では、画面に手をあてると餌や宝箱が出てきたりする仕掛けに子どもたちは大はしゃぎでした。また、ミニ4駆コーナーでは、自慢の車を競争させたりするなど、夢中になっていました。



3Dスクリーンの中で泳ぐ自分の魚を探す子どもたち



飯野小学校で贈呈を行った青木委員(写真中央)

## みんなでいろいろな勉強に使ってね!

プロゴルファーらが電子黒板を小中学校に寄贈

8月21日、プロゴルファーら著名人で構成する「ザ・レジェンド・チャリティープロアマトーナメント」実行委員会が、町内の小中学校7校に70インチ型の電子黒板を寄贈しました。

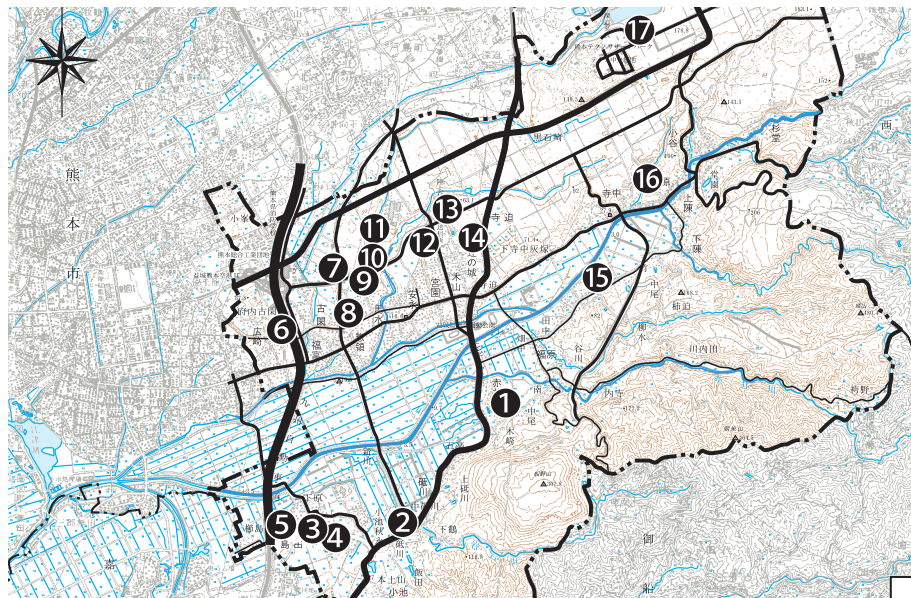
また、贈呈式の時には、青木功あおきこうさんや津森小出身の永野竜太郎ながのりゅうたろうさんらプロゴルファーが飯野小体育館でスナッグゴルフの体験会を開催しました。子どもたちは、初めて体験するスナッグゴルフに戸惑いながらも、プロの優しい指導のもとナイスショットを放つと、思わず笑顔がこぼれていました。



## 復興への新たな一歩 仮設住宅の入居募集を終了

発災後5か月、避難所の閉鎖も決定

町では、9月12日に発表した応急仮設住宅の4次募集で全入居申込者が当選したことに伴い、県が町内に整備する合計17団地1,556戸の入居募集を終了しました。これを受けて9月16日、総合体育館に集約されていた避難所を10月末で閉鎖することを決定しました。



県により整備された17か所の仮設団地

町内に整備された仮設団地と戸数

番号	団地名	戸数
①	赤井仮設団地	35
②	飯野小仮設団地	48
③	小池島田仮設団地	82
④	東無田仮設団地	13
⑤	櫛島仮設団地	41
⑥	広崎仮設団地	53
⑦	惣領仮設団地	63
⑧	馬水西原仮設団地	54
⑨	馬水仮設団地	77
⑩	馬水東道仮設団地	56
⑪	安永仮設団地	70
⑫	安永東仮設団地	43
⑬	木山仮設団地	220
⑭	木山上辻仮設団地	64
⑮	平田仮設団地	48
⑯	津森仮設団地	73
⑰	テクノ仮設団地	516

## 百歳おめでとうございます

家族とともに人生の節目を祝う

3月下旬から8月までの間に7人が100歳の誕生日を迎え、表彰を受けました。

表彰されたのは、森崎タヅ子さん(大正5年3月30日生：蛭子町)、川端光雄さん(大正5年4月21日生：内寺)、宮本ツヨさん(大正5年5月14日生：ひろやす荘)、吉本邦俊さん(大正5年7月3日生：市ノ後)、竹本モモエさん(大正5年7月18日生：馬水北)、河野喜美子さん(大正5年7月20日生：花へんろ/惣領)、廣瀬ツユコさん(大正5年8月30日生：新川)です。

森崎さんは夫を戦争で、娘さんを6年前に亡くし、つらい経験をしながらも、旅行などいろんな趣味を通して活力あふれる生活を送ってきました。また、河野さんは早くに夫を亡くし、女手一つで息子3人を育て上げました。食欲もまだ衰えておらず、ハンバーグとアイスクリームが好きだということです。



上段左：森崎さん、同右：川端さん、中段左：宮本さん、同右：吉本さん、下段左：竹本さん、同右：河野さん

## 退任者（敬称略）

大森 藤喜(木 崎)  
 古閑森賢治(五 楽)  
 森崎 俊行(中 尾)  
 岡本 義夫(上 砥 川)  
 小松 政徳(新 川)  
 中林 邦輔(土 山)  
 江島 明憲(下 原)  
 大池 建彦(広崎 1 町内)  
 上田 勝利(広崎 3 町内)  
 村上 保廣(広崎 4 町内)  
 山本 隆敏(下寺中灰塚)  
 豊島 利秋(寺 迫)  
 元田 康廣(市ノ後団地)  
 森下 信一(畑 中)  
 岩本 弘(内 寺)  
 野々口義則(川 内 田)  
 上村 實(柳 水)  
 水本 英敏(平 田 下)  
 三浦 芳治(黒 石 崎)  
 宮本 睦士(上 陳 園)  
 永野 隆文(堂 園)  
 嶋田 栄男(杉 堂)  
 山本 優(上 小 谷)  
 早田 定次(下 小 谷)

新旧嘱託員会議の様子



## 新旧嘱託員会議を開催しました

平成28年度新旧嘱託員会議が8月26日、保健福祉センターで開かれ、地域行政の要である68人の嘱託員が決まりました。

新嘱託員の皆さまには、熊本地震の影響で会議の開催が延期され、委嘱状が交付できていませんでしたが、震災で地域内が混乱する中、町からの文書配布や回覧にご協力をいただいています。

会議では、新任嘱託員代表の富田賢一さん(寺迫)に西村町長から委嘱状が手渡され、退任される嘱託員を代表して上村實さん(柳水)に感謝状が贈られました。

嘱託員には、町政の推進、町長から通知される文書の配布、区域内居住者の掌握、災害情報の提供や応急対策などの業務を行っていただきます。

## 平成28年度嘱託員(区長)の皆さまです (敬称略)

飯野校区			広安校区			木山校区			福田校区			津森校区		
地区名	氏名		地区名	氏名		地区名	氏名		地区名	氏名		地区名	氏名	
赤井	城本 誠一		広崎 1 町内	土屋 洋一		下寺中灰塚	河本 貢		畑 中	田崎 研一		上 陳	廣田 律男	
木崎	坂井 博文		広崎 2 町内	森永 安生		寺 迫	富田 賢一		谷 川	楠田 純一		堂 園	永田 武文	
五楽	古閑 優一		広崎 3 町内	竹本 紀彦		上 町	豊世 武士		福 原	佐野啓一朗		杉 堂	中山 伸一	
中尾	村上 眞澄		広崎 4 町内	舛尾 義登		下 町	菅 克成		南	米原 壽昭		上小谷	秋野 良博	
上砥川	塚本 重徳		広崎 5 町内	山口 仁義		蛭子町	中村 誠男		内 寺	宮崎 英則		下小谷	浪瀬 孜	
中砥川	岡野 賢一		古 閑	野口 高之		市ノ後	松田 譲二		川内田	河北 雅典		田 原	宇土 三幸	
下砥川	有馬 伸明		福 富	嶋田 一徳		宮 園	増永 信喜		田 中	安尾 和憲		寺 中	小田 盛也	
新 川	松本 吉雄		惣領 1 町内	楠田登喜男		市ノ後団地	杉野 武		柳 水	村上 信廣		北 向	下田 文郎	
下 鶴	菅 啓一		惣領 2 町内	内田 芳晴		辻の城団地	内田 忠		袴 野	河野 利昭		下 陳	山田 和幸	
飯 田	上田 勝男		惣領 3 町内	高木 守		辻 団 地	豊永 荅二		平 田 上	中嶋 道博				
本土山	森川 三廣		惣領 4 町内	藤永 幹雄					平 田 中	箕田 幸憲				
土 山	福田 三男		馬 水 北	竹内 義一					平 田 下	井上美喜男				
小池秋永	高木 國男		馬 水 南	橋場 紀仁					平 田 西	西川 光則				
下 原	園田 國雄		安永 1 町内	守住 保二					黒 石 崎	住永 金司				
東無田	福永成一郎		安永 2 町内	江森 勝喜					平 田 境	西川 達也				
櫛 島	守口 弘		安永 3 町内	河内 義博										
			安永 4 町内	飯干 毅										
			小 峯	万喜 英雄										

は区長会長  
 は校区会長  
 は新嘱託員  
 (平成28年8月26日現在)



医療機関受診の際の  
一部負担金免除

## 10月から「一部負担金免除証明書」が必要です

熊本地震により一定の被害があった益城町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者について、9月末までは医療機関の窓口での申告によつて一部負担金が免除されてきました。10月からは窓口には保険証と「**一部負担金免除証明書**」を提示しないと免除されませんので、10月以降、医療機関を受診する際には、必ず窓口にて提示してください。なお、「一部負担金免除証明書」は免除申請手続きをした人に送付しています。

### 益城町国民健康保険の方へ

国民健康保険加入世帯に対しては、8月中旬に「免除申請書」を送付しています。免除要件に該当し、町へ申請書を出した人に対しては「一部負担金免除証明書」を送付しています。

※8月中旬以降、新たに益城町国民健康保険に加入した世帯には、別途免除申請書を送付しています。

※免除の期間は、来年2月末までとなっておりませんが、期間中に75歳の誕生日を迎える人については、誕生日の前日までが免除の期間となります(75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度による免除となりますので、別途手続きが必要です)。

※社会保険の人は加入している職場の健康保険組合にお尋ねください。

### 後期高齢者医療制度加入の方へ

後期高齢者医療制度加入者は、8月末までに後期高齢者医療保険料の減免申請をした人に対して、「免除申請書」と「一部負担金免除証明書」を送付しています。免除申請書は早めに提出してください。なお、一部負担金の免除要件に該当している人で、「一部負担金免除証明書」が届いていない場合は、保険年金係までご連絡ください。

※9月以降に75歳の誕生日を迎えた人や手続きをしていない人で免除要件に該当する場合は、「後期高齢者医療保険料の減免申請」および「一部負担金免除申請」手続きが必要です。

### ■一部負担金の免除要件

- ① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人
  - ② 主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った人
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である人
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人
- 免除の有効期間  
平成29年2月28日(厚生労働省提示)

☎ 住民保険課保険年金係

☎ 286-3113

常時介護が必要な人を **在宅で介護**している人へ

## 介護者手当を支給します

在宅で常時介護が必要な人(被介護者)を常時介護している人(介護者)に対し、手当を支給します。

### 対象

**被介護者**▼益城町に住所があり、基準日(平成28年10月1日)前1年間、次のいずれかに該当する人で、**常時介護を必要とする人**

- ① 介護保険制度の要介護3以上の人
- ② 身体障害者手帳1種1級所持者
- ③ 療育手帳A1所持者

**介護者**▼基準日(同日)現在、益城町に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている人で、引き続き1年以上被介護者と同居し在宅介護している人

※被介護者が平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間に、病院、施設等に90日を超える入院・入所・ショートステイ利用をしていた場合は、支給の対象外です。

申請期間：10月3日(月)～31日(月)

受付場所：いきいき長寿課(被介護者①の人)

福祉課(被介護者②③の人)

**必要なもの**：介護者と被介護者の印鑑(スタンプ式不可)、介護者の預貯金口座が分かるもの(通帳など)

※申請時、介護者に介護状況などの調査を行い、さらに後日、訪問調査を行う場合もあります。

支給額：年額10万円

支給方法：調査および審査後、口座振込にて支給します。

※介護状況の調査および審査後、手当の支給を決定しますので、前回申請して手当を受給した人でも、今回該当しなければ却下となります。

☎ いきいき長寿課高齢者支援係 ☎ 286-3114

福祉課福祉係 ☎ 286-3115

平成 29 年度

## 町立幼稚園の園児を 募集します

### 申請資格

本町に住民登録している次の年齢の人  
 3歳児…平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日生  
 4歳児…平成 24 年 4 月 2 日～平成 25 年 4 月 1 日生  
 5歳児…平成 23 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日生

### 入園申請

- ❖受付日時…10月12日(水)～14日(金)  
午前9時～午後3時  
※正午～午後1時を除きます。  
※上記日時以外の受け付けはできません。
- ❖受付場所…役場本庁舎玄関前ユニットハウス
- ❖申請方法…こども未来課(町公民館南側仮設プレハブ1階)または各園で配布する申請書にご記入の上、受付場所にお持ちください。  
※申請書は町ホームページでも取得できます。
- ❖申請に必要なもの…印鑑・筆記用具・マイナンバー通知カード・転入予定の場合は、転入することがわかる書類(建築確認・賃貸契約書などの写し)

❖募集人数 単位：人

年齢	募集人数	
	益城幼稚園(木山)	第二幼稚園(惣領)
3歳児	60	30
4歳児	20	29
5歳児	17	21

※申し込みが募集人数を超えた場合は抽選となります。先着順ではありません。募集人数は変更になる場合があります。

☎益城幼稚園 ☎ 286-2787 / 第二幼稚園 ☎ 286-2055 / こども未来課保育係 ☎ 286-3117



### 入園説明会・入園児の選考

- ❖日時/場所  
**【益城幼稚園を希望の人】**  
 10月29日(土)/益城幼稚園  
 3歳児…午前9時～9時15分  
 4・5歳児…午前10時30分～10時45分  
**【第二幼稚園を希望の人】**  
 10月22日(土)/第二幼稚園  
 3歳児…午前9時～9時15分  
 4・5歳児…午前10時30分～10時45分
- ❖幼稚園保育料…月額0円～13,000円の範囲内で、各家庭の市町村民税所得割課税額によって決定します。

### その他

- ◆給食はありません。
- ◆土曜は休園です。日曜、祝日および夏、冬、春休み期間中の特別保育もありません。
- ◆益城幼稚園では、飯野・福田・津森校区および木山校区の一部でスクールバスを運行します。  
 ※広安校区は、県道熊本高森線沿いに限り運行します。
- ◆子どもの心身発育などは、申請前に幼稚園へご相談ください。
- ◆園の区域割は、こども未来課で指定します。

☎ 町水道センター  
286・6880

☎ 会計課  
286・3201

※水道料金のお支払いは、町水道センターまたは取り扱い金融機関、コンビニエンスストアで。

※納付期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納付できません。金融機関をご利用ください。

## 町の公金の納付は各金融機関かコンビニで 会計課ではできません



当面、会計課(町公民館南側仮設プレハブ庁舎)では、町の公金(税金や使用料など)の納付はできません。各金融機関またはコンビニエンスストアでの納付をお願いします。

取り扱い金融機関、コンビニエンスストアについては、納付書に記載してある納付場所をご確認ください。

# 平成 29 年度 保育所などの入所児童を募集します

☎こども未来課保育係 ☎ 286-3117

平成 29 年度の保育所などの入所申請を受け付けます。希望する人は、期日に遅れないようにお申し込みください。平成 28 年度の申し込みをして入所待機中の人も、再度お申し込みください。

育児休暇明けなどで、年度途中からの入所を希望する人もお申し込みください。出生前でも可能です。

※受け入れ開始は月齢おおむね 6 か月からです。

## 入所できる児童

保護者が就労・就学／妊娠・出産／疾病・障がいなど／病人の看護など／求職活動／虐待・DV など／災害などで保育が必要な児童

※求職中の人は、3 か月以内に就労を開始する条件でお申し込みできます。

## 手続きに必要なもの

- ◆ 申込書、印かん(スタンプ式不可)、マイナンバー通知カード
- ◆ 出産(予定)、病気、障がい、看護などの理由で入所を希望する場合は、具体的な状況を確認できる書類
- ◆ 就労証明書など各種添付書類

※各家庭に必要な書類が異なります。町ホームページの募集案内で確認するか、こども未来課保育係までお問い合わせください。

※就労証明書、診断書などは役場の様式を使用してください。

※申込書などは町ホームページから取得できます。

こども未来課窓口でも 10 月 17 日(月)から配布します。

ただし、10 月 17 日(月)～ 19 日(水)は、役場本庁舎玄関前ユニットハウスに臨時的配布所を設けます。



## 受付日時・場所

受付日	時間	場所
11 月 10 日㊦ ～ 11 月 12 日㊦	午前 9 時～正午 午後 1 時～ 4 時 30 分	役場玄関前 ユニットハウス
11 月 14 日㊦ ～ 12 月 9 日㊦	午前 9 時～正午 午後 1 時～ 5 時	公民館プレハブ 1 階 こども未来課

※土・日、祝日は除きます。ただし、11 月 12 日(土)のみは受け付けます。

※ 12 月 12 日(月)以降もこども未来課で随時受け付けますが、12 月 9 日(金)までに申し込んだ人から入所決定を行います。

施設の種類	校区	保育所名	所在地	電話番号	定員(人)
公立保育所	広安	町立第一保育所	福富 651	286-4350	100
	飯野	町立第二保育所	砥川 125-1	286-4040	75
	津森	町立第三保育所	上陳 361	286-3762	75
	木山	町立第四保育所	木山 567-1	286-3467	100
	福田	町立第五保育所(仮園舎)	木山 236	286-2263	75
私立保育所	広安	ひろやす保育園	福富 858	286-4400	130
		ひろやすにし保育園	福富 969	286-9000	100
		広崎保育園	広崎 869-1	287-5500	100
		空港保育園	安永 1213-2	289-1111	100
		のぞみの丘保育園	馬水 568-1-4	234-7987	30
	木山	保育園こころ 5/1 開園予定	産交バス木山営業所南側	227-9808	100
認定こども園	広安	あじさい保育幼稚園	安永 447-7	282-8081	109
家庭的保育事業	広安	ひまわり園	広崎 495-1	234-7465	5
小規模保育事業	広安	なのはな保育園(仮園舎)	広崎 1053-1	289-5488	19
		すくすく保育園益城	惣領 856-1	201-1586	12
		第二空港保育園	安永 1213-7	289-2222	19
		広崎第二保育園	広崎 978-6	288-6204	19
	木山	すくすく保育園辻の城	辻の城 388	289-6245	12

# くらしの 情報



益城町ホームページ  
http://www.town.mashiki.lg.jp/

## お知らせ

### 保健福祉センターの貸館を再開

地震の影響により休止していた保健福祉センターの一部の貸館業務を再開します。

**利用可能施設**：多目的室1・2、会議室1・2、保健指導室、託児室、工作室

※調理室、研修室1・2、健康づくりルームの利用はできません。

**再開期日**：10月1日(土)

**予約受付**：午前9時～午後6時  
(来館の場合)

☎保健福祉センターはびねす  
234・6123

### インフルエンザの予防接種

◆**定期接種**：対象：接種日に65歳以上の人、個人負担：1,000円

◆**任意接種**：対象：生後6か月～中学生、個人負担：1回2,000円

**補助対象**：10月1日から12月末日までに接種した人

**場所**：町内医療機関で接種する人は直接、医療機関へ予約をし、接種してください。その他の人は、問い合わせ先でご確認ください。

☎保健福祉センターはびねす  
234・6123

### 今年度の公民館講座を休止

平成28年度の益城町公民館主催講座は現在、地震の影響により開講しておりませんが、今後も場所の確保が困難なことから、今年度中は休止します。

来年度の公民館主催講座の開催については、決定次第お知らせします。

☎役場生涯学習課生涯学習係  
286・3337

### 輝らめき館の施設利用

男女共同参画センター(輝らめき館)で実施されていた自主講座および就労支援講座は、地震により4月15日以降すべてを中止しています。

地震により、施設および敷地内駐車場などが被害を受けているため、現在、施設利用再開のめどが立っていません。

今後の予定については、決定次第お知らせします。

☎男女共同参画センター輝らめき館  
286・6665

### 公民館分館の貸館を再開

地震の影響により休止していた公民館分館の貸館を再開します。

**利用可能施設**：福田分館、津森分館、飯野分館

**貸出開始日**：10月15日(土)  
**受付開始日**：10月3日(月)

**受付時間**：午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く)

**受付場所**：生涯学習課(交流情報センター内)

☎役場生涯学習課生涯学習係  
286・3337

### 優良運輸事業者の積極的活用を

九州運輸局では、国や関係事業者団体が実施している安全面や環境面で優良な事業者を認定・認証する制度の周知などを通じて、優良事業者の利用促進を願っています。

優良運輸事業者と法令違反などにより行政処分を受けた事業者については、九州運輸局のホームページにて情報提供していますので、運輸事業者利用の際に参考としてください。  
**ホームページアドレス**  
http://www.ttb.mit.go.jp/kyushu/

## 平成28年度

### 巡回結核検診を行います

**対象**…65歳以上の方。対象者には、受診票を送付します。  
**費用**…無料

実施日	検診時間	検診場所	対象区域
10月24日(月)	9:30～12:00	公民館福田分館	福田校区
10月25日(火)	9:30～12:00	交流情報センター (総合体育館隣)	木山校区
	13:30～15:00		
10月26日(水)	9:30～11:30	公民館津森分館	津森校区
	13:00～14:00		
10月27日(木)	9:30～11:30	公民館飯野分館	飯野校区
	13:00～14:00		
10月28日(金)	9:30～12:00	馬水南公民館	広安校区
10月30日(日)	9:00～12:00	保健福祉センター	
	13:30～15:00		

※他の校区でも受診できます。

☎保健福祉センターはびねす 234・6123

## 募集

### 町営住宅田原団地

#### 入居者・補充待機者募集

募集戸数：3DK 3戸

家賃：20,000円～35,000円

#### 入居要件

- ・小学生以下の子どもと同居する人
- ・税金を滞納していない人
- ・申込者および同居親族が暴力団員でない人
- ・その他入居要件を満たしている人

#### 申込用紙配布・受付期間

10月17日①～31日①（土日除く）

午前8時30分～午後5時15分

決定方法：優先順位を考慮し、申し

込み多数の場合は公開抽選とします。

①役場都市計画課建築係

☎286・3340

### タクシー事業者募集

平成28年度益城町高齢者・障がい者タクシー券交付事業にご協力いただけるタクシー事業者（個人タクシー等含む）を募集します。

詳細につきましては、お問い合わせください。

対象：町内に事業所または営業所を有するタクシー業者

①役場いきいき長寿課高齢者支援係

☎286・3114

役場福祉課福祉係

☎286・3115

## 催しもの

### 児童文学者松居友さん講演会

フィリピンの『ミンダナオ子ども図書館』館長の松居友さんによる講演会です。

日時：10月25日④ 午前10時～正午

費用：無料

場所：交流情報センターミナテラス

①おはなし会ポプリ

☎090・9575・3237（清田）

090・1515・1476（森下）

### ベトナムアンサンブル益城公演

国立ボーンセン歌舞団によるベトナム民族の歌と踊りをお楽しみください。

日時：10月18日④

午後5時30分開場

場所：益城町文化会館

入場料：一般2,000円

※地震被災者および関係者は無料

①ベトナムアンサンブル益城公演事務局

☎090・4584・7986

### かみましき復興マルシェ

上益城のおいしい、たのしい、すばらしいが大集合！

日時：10月30日①

午前10時～午後4時

場所：再春館製薬所駐車場

①上益城地域観光推進協議会事務局

☎282・3044

### 益城町未来トーク追加募集

「こんなことができたらいいね！」益城町の復興にあたって、若者同士で楽しみながらアイデアを出し合うイベントです。申込締切は9月30日まででしたが、追加募集を行います。

日時：10月8日⑤

午後3時～午後5時30分

場所：保健福祉センターはびねす

対象：15歳（高校生）～おおむね30歳までの人

申込：氏名、年齢、所属（学校名）、住んでいる市町村名を記入し、左記までメールで

①役場復興課復興計画係

☎286・3210

mailto:mashikimirai@gmail.com

## 相談

### 無料行政相談

地震に関すること、遺言・相続、その他について、お気軽にご相談ください。事前連絡が必要です。

期間：10月17日①～10月21日⑤

午前10時～午後3時

場所：松尾法務合同事務所

①広崎844 もりたビル2階

（広崎変電所東側）

①町行政相談委員 行政書士松尾一

☎201・4992

## 平成29年 益城町成人式

日時…平成29年1月8日（日）

午前10時開式

場所…益城町文化会館

対象…平成8年4月2日から

平成9年4月1日までに生まれた人

※町外に住んでいる人で、当日帰省する人も式に出席できます。



①役場生涯学習課生涯学習係 ☎286・3337

善意の灯 社会福祉協議会

香典返しに替えて次の方々から寄付をいただきました。(敬称略) ※広報ましき休刊中のすべてを掲載しています。

お名前	(行政区)	故人	お名前	(行政区)	故人	お名前	(行政区)	故人
前川智恵子	(市ノ後)	義信	江川 敏子	(北 向)	吉村トミ子	渡邊ヒトミ	(馬 水 北)	等
松本 幸子	(下寺中灰塚)	克彦	四角 好武	(下 陳)	サジエ	米岡 草子	(五 楽)	英子
西山 民枝	(惣領4町内)	公夫	青木 順一	(福 富)	美智子	吉永 敏雄	(東 無 田)	和子
橋本タミ子	(上 陳)	奥村昭二	嶋村知津子	(北 向)	元 男	塚本 重徳	(上 砥 川)	マル子
片山 一幸	(辻の城団地)	シツエ	島津 義昭	(辻 団 地)	ヒサ子	田口ケイ子	(飯 田)	珠一
嶋田 一徳	(福 富)	武 夫	河添 敏明	(田 中)	由 実	住永 豊武	(辻 団 地)	泰子
赤星 義之	(寺 中)	ミヤ子	渡邊 憲一	(下 小 谷)	博	中原 道子	( 南 )	俊一
太田みな子	(安永4町内)	壽 子	城本ぬい子	(赤 井)	千 秋	西村 悦子	(東 無 田)	政秋
森下 幸子	(福 富)	啓 民	渡邊 幸子	(小 池 秋 永)	欣 一	三村 昭幸	(東 無 田)	ユキ子
堀川タカ子	(東 無 田)	継 人	守住 孝子	(安永4町内)	逸 雄	倉本研一郎	(馬 水 北)	茂 喜
坂田 成喜	(寺 中)	テ ル	西澤ハルエ	(惣領3町内)	亮 造	本田 博紀	(熊 本 市)	ヤスエ
増田ミサ子	(安永1町内)	親 次	竹下デイ子	(田 原)	靖 雄	山口 福則	(辻 団 地)	力
田中 壽子	(辻 団 地)	明 友	西澤イソエ	(古 閑)	英 徳	吉田 則子	(安永1町内)	武 秋
坂田テイ子	(寺 中)	敏 幸	田上 範明	(堂 園)	タツミ	杉浦 稔	(下 砥 川)	サダエ
本田 幸子	(惣領2町内)	重 人	山下三枝子	(安永3町内)	桂志郎	田上伊代子	(田 中)	徹 夫
村上 正司	(平 田 中)	タニ子	山邊 祐太	(上 小 谷)	春 代	山下 育子	(下 陳)	坂田アヤ子
和後 秀典	(宮 園)	マス子	菅野 泉	(福 岡 県)	高野スミエ	木本 龍治	(新 川)	裕 毅
早田 博子	(下 小 谷)	壽 夫	緒方真由美	(惣領2町内)	イツエ	大西 昭二	(杉 堂)	ハツエ
舛田 悦	(寺 迫)	誠 一	西田 誠一	(広崎5町内)	三五郎	本田 忠輝	(広崎2町内)	敬 子
坂田 妙	(田 原)	貞 行	西村 慶一	(平 田 上)	正 敏	畑野 勝郎	(下 小 谷)	セツ子
大野 朝巳	(木 崎)	明 子			美和子	山本 守	(惣領2町内)	シズエ
杉本 裕子	(下 陳)	美津男	※故人お二人分のご寄付を頂きました。			澤田アキエ	(蛭 子 町)	昇
坂本スミエ	(平 田 上)	征 男	學 ミサヲ	(馬 水 北)	豊	村田千鶴子	(寺 迫)	恵 祐
石川 悦子	(福 富)	吉 廣	西村 万枝	(古 閑)	直 人	木下テル子	(馬 水 北)	清
山下みちよ	(広崎5町内)	洋	大賀 敬之	(東 無 田)	ムツ子	又村 靖幸	(川 内 田)	セキ子
飯村 厚	(飯 田)	タツ子	吉永 厚精	(畑 中)	セイ子	古閑田 守	(五 楽)	定
						和泉 友則	(福 富)	正 信
						西川 福美	(平 田 西)	テイ子
						荒牧 徳寛	(惣領2町内)	不二人
						佐藤香代子	(馬 水 南)	友 信
						宮本 義範	(古 閑)	とよ子
						富田 又男	(上 砥 川)	秀 則
						廣田 雅朗	(上 陳)	恭 二
						川端 範義	(惣領1町内)	忠 義
						渡邊 俊一	(御 船 町)	ヤ ス
						田上 英行	(市ノ後団地)	カツエ
						岩本 敏郎	(畑 中)	一二三
						吉村 源藏	(宮 園)	恵美子
						村上 政子	(平 田 中)	光 廣

乳幼児健診

保健福祉センターはびねす ☎ 234-6123

10月

4日⊕ 1歳6か月児健診 対象者:H27.1.30～H27.2.23生/受付:12:50～13:10

5日⊕ 3歳児健診 対象者:H25.4.28～H25.5.14生/受付:12:50～13:10

11日⊕ 4か月児健診 対象者:H28.5.23～H28.6.15生/集合:①9:20②10:10

18日⊕ 7か月児健診 対象者:H28.2.22～H28.3.13生/集合:①9:20②10:10

4か月児健診 対象者:H28.6.16～H28.6.30生/集合:①13:30②14:20

20日⊕ 3歳児健診 対象者:H25.5.15～H25.6.5生/受付:12:50～13:10

27日⊕ 1歳6か月児健診 対象者:H27.2.24～H27.3.26生/受付:12:50～13:10

11月

1日⊕ 1歳6か月児健診 対象者:H27.3.27～H27.4.18生(予定)/受付:12:50～13:10

8日⊕ 4か月児健診 対象者:H28.7.1～H28.7.24生(予定)/集合:①9:20②10:10

次の方々から寄付をいただきました。

広崎やすお (福 岡 県)  
阿蘇くまもと空港CS部会  
益城町役場職員一同

狂句次号の課題  
「ゆさぶって」  
「負けはせん」

送付先  
〒861-2295  
益城町役場 広報係  
☎ 286-3210

熊本地震の関係で、  
広報紙を5か月間お休  
みさせていただきました。  
毎月楽しみにして  
いただいていた皆さま  
にはご迷惑、ご心配を  
おかけし、大変申し訳  
ございませんでした。  
なお、次号から「文  
芸」(ご意見・ご感想、  
「わが家の天使」のコー  
ナーを再開)狂句の課  
題は左記しますので、  
奮ってお便りやご応募  
をお願いいたします。その  
他の各コーナーにつき  
ましては、準備が整い  
次第、順次再開してい  
きます。また、地域で  
の催しや話題の情報も  
併せて募集しています。

広報係からの  
お知らせ



日	月	火	水	木	金	土
10/2 ■法律相談 総合体育館	3 ■母子健康手帳交付 ■子育て広場 ■女性のこころとからだ なんでも相談 ■上益城広域消費生活 相談室 ■法律相談 町公民館(中央公 民館)	4	5 ■住宅融資相談会	6 ■法律相談 町公民館(中央公 民館)	7	8
9 ■法律相談 総合体育館	10	11	12 ■住宅融資相談会	13 ■法律相談 町公民館(中央公 民館)	14	15
16 ■法律相談 総合体育館	17 ■母子健康手帳交付 ■子育て広場 ■女性のこころとからだ なんでも相談 ■上益城広域消費生活 相談室 ■法律相談 町公民館(中央公 民館)	18	19 ■住宅融資相談会	20 ■法律相談 町公民館(中央公 民館)	21	22
23 ■法律相談 総合体育館	24 ■上益城広域消費生活 相談室 ■法律相談 町公民館(中央公 民館)	25	26 ■住宅融資相談会	27 ■法律相談 町公民館(中央公 民館)	28	29
30 ■法律相談 総合体育館	31 ■上益城広域消費生活 相談室 ■法律相談 町公民館(中央公 民館)	11/1	2	3	4	5

**保健福祉センター はびねす**  
☎ 234-6123

- 母子健康手帳交付  
9:30集合 ※印かんをご持参ください。
- 子育て広場(育児相談)  
13:30～16:00
- 女性のこころとからだなんでも相談  
13:00から完全予約制、託児有

**役場復興課復興推進係**  
☎ 286-3210

- 住宅融資相談会  
(独立行政法人住宅金融支援機構)  
10:00～16:00  
町公民館(中央公民館)
- 無料法律相談  
(熊本県弁護士会・熊本県司法書士会)  
13:00～16:00

**役場総務課防災係**  
☎ 286-3111

- 上益城広域消費生活相談室  
9:00～16:00  
☎/益城町※/☎ 286-3111  
☎/御船町 /☎ 282-1111  
☎/嘉島町 /☎ 237-1112  
☎/甲佐町 /☎ 234-3223  
☎/山都町 /☎ 0967-72-3133

※熊本地震で庁舎が被災したため、月曜日は、御船町役場において相談窓口を開設します。

**+**10・11月の休日当番医 診療時間/午前9時～午後5時

10月	2日(日)	椎崎胃腸科外科医院	(惣領)	☎286-7344
	9日(日)	ましきクリニック	(惣領)	☎287-8733
	10日(月)	東熊本病院	(惣領)	☎286-2525
	16日(日)	清水眼科	(惣領)	☎289-0288
	23日(日)	ふくだ整形外科	(馬水)	☎286-7391
	30日(日)	高本脳神経外科医院	(惣領)	☎289-0088
11月	3日(木)	益城整形外科	(安永)	☎286-1818
	6日(日)	かがクリニック	(木山)	☎286-2023
	13日(日)	益城なかぞのクリニック	(宮園)	☎286-1700

※変更になる場合があります。医療機関にご確認のうえ受診してください。

**今月の納税など**

- 固定資産税第1期
- 国民健康保険税第3期
- 町県民税第3期

**役場税務課納税係**  
☎ 286-3116

心温まるご支援

本当にありがとうございました。

番組内容

生放送

町からのお知らせを  
生放送で発信

9:00

13:00

18:00

再放送

町からのお知らせを  
再放送で発信

生放送以外の毎時0分

リクエストランド

皆さまからのリクエスト曲の紹介  
毎時30分

ましき伝言板

イベントの  
お知らせなど

ましきの民話

益城町に  
伝わる昔話

生放送・再放送終了後

「ましきさいがいFM」  
スマホでも聞けます

「ましきさいがいFM」は、益城町民の皆さまに役立つ情報  
をお送りする益城町公式のラジオ番組です。お手持ちのラ  
ジオもしくはスマートフォンからご利用できます。

ラジオで聞く

FM 89.0 MHz

お手持ちのラジオで、FM89.0MHz  
を選局してお聞きください。

スマートフォンで聞く

iPhone



Android



左のQR  
コードを  
読み取り  
「災害FM」

をインストールしてください。  
ネットさえあれば全国で聞けます。